

添付資料● 販売手数料及び納付金

「(仮称)道の駅かみのかわ」整備事業(以下、「本事業」という。)において、上三川町(以下「本町」という。)と事業契約を締結した者(以下「PFI事業者」という。)の収入となる販売手数料及び本町の収入となる納付金は、次表に示す範囲以内でPFI事業者の提案とする。

本表は、農産物等直売所・おさかな市場並びに任意提案施設、独自提案事業において適用する。また、基準とする売上は、施設区分及び品目区分ごとの単独売上金額とする。

表 1 物販施設の納付金

施設区分	品目区分	納付金の下限	
		売上 7.5 億円以下	売上 7.5 億円超
農産物等直売所・ おさかな市場	a. 町内及び県内産の生鮮品、加工品、工芸品等	売上の 3%	売上の 2%
	b. 上記 a 以外の生鮮品、加工品、工芸品等や PFI 事業者の仕入れ品	売上の 4%	売上の 3%

表 2 飲食施設の納付金

施設区分	品目区分	納付金の下限	
		売上 1.5 億円以下	売上 1.5 億円超
レストラン・ カフェ	c. 町内及び県内産の生鮮品・加工品が使われている飲食メニュー※	売上の 4%	売上の 2.5%
	d. 上記 c 以外の飲食メニュー	売上の 5%	売上の 4%

※調味料を除く 1 種以上の町内及び県内産の生鮮品・加工品が使われていること。

表 3 任意提案施設・独自提案事業の納付金

施設区分	用途	納付金の下限	
		土地貸付料	売上に対する納付金
任意提案施設	e. 大型アスレチック・屋内遊び場	33 円/㎡・月	売上の 1%
	f. 上記以外	130 円/㎡・月	売上の 1%
g. 独自提案事業		—	売上の 3%

表 4 販売手数料

施設区分	品目区分		販売手数料
農産物等直売所・ おさかな市場	生鮮品	町内産又は町内事業者の取扱品	売上の15%以内
		町外産又は町外事業者の取扱品	売上の20%以内
	加工品、工芸品	町内産又は町内事業者の取扱品	売上の25%以内
		町外産又は町外事業者の取扱品	制限なし